

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	株式会社武蔵野銀行
【英訳名】	The Musashino Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 長堀 和正
【本店の所在の場所】	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
【電話番号】	048(641)6111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 桑久保 祐二
【最寄りの連絡場所】	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
【電話番号】	048(641)6111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 桑久保 祐二
【縦覧に供する場所】	株式会社武蔵野銀行東京支店 (東京都千代田区内神田二丁目15番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月25日開催の当行第103回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金90円 総額 2,975,378,040円

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

監査・監督機能の強化、経営の透明性向上、及び意思決定の迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行う。

会社法第459条第1項の定めに基づき剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことが可能となるように規定の変更を行う。

上記の各変更に伴い、字句の修正や条数の整備等、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、長堀和正、白井利幸、滝沢潔、草生一英、森田太栄、磯中克哉を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

監査等委員である取締役として、黒澤進、満岡隆一、真田幸光、小林彩子、吉田波也人、中野晃を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当行の取締役の報酬額は、2011年6月29日開催の第88回定時株主総会において、年額350百万円以内としご承認をいただいているが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額350百万円以内とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とする。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

2016年6月28日開催の第93回定時株主総会においてご承認をいただいた業績連動型株式報酬制度を下記のとおり改定する。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度の対象者について、従来、取締役（社外取締役及び海外居住者を除く。）としていたものを取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び海外居住者を除く。）へ改定する。

取締役に対する当行株式の交付の時期について、現行制度では、受益者要件を充足した取締役は、原則として毎事業年度終了後に役位及び業績目標の達成度に応じて付与されるポイントが累積され、当該ポイントに基づき算出された株式及び金銭が取締役退任時に交付されることとしているが、受益者要件を充足した取締役は、原則として毎事業年度終了後に、役位及び業績結果に基づき算出されるポイントに相当する数に応じた当行株式の交付を受けるものとし、交付された株式には、取締役のいずれの地位を退任するまで譲渡制限を付すこととする。

譲渡制限期間中に取締役としての職務・社内規定の重大な違反や、会社の意思に反した自己都合退任等の一定の非違行為等があった場合には、当該取締役に交付された当行株式について、譲渡制限を解除せず、当行が無償で取得できるものとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	262,977	5,768	1,083	(注)1	可決 97.4
第2号議案	262,099	6,585	1,083	(注)2	可決 97.1
第3号議案					
長堀 和正	235,425	33,314	1,083		87.2
白井 利幸	249,729	19,011	1,083		92.5
滝沢 潔	260,779	7,964	1,083	(注)3	可決 96.6
草生 一英	260,737	8,006	1,083		96.6
森田 太栄	260,752	7,991	1,083		96.6
磯中 克哉	260,690	8,053	1,083		96.6
第4号議案					
黒澤 進	257,277	11,466	1,083		95.3
満岡 隆一	261,009	7,737	1,083		96.7
真田 幸光	237,569	31,174	1,083	(注)3	可決 88.0
小林 彩子	261,516	7,230	1,083		96.9
吉田 波也人	261,611	7,135	1,083		96.9
中野 晃	261,572	7,174	1,083		96.9
第5号議案	262,734	5,953	1,142	(注)1	可決 97.3
第6号議案	262,730	5,957	1,142	(注)1	可決 97.3
第7号議案	262,325	6,421	1,083	(注)1	可決 97.2

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、すべての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。